

災害等情報（詳報）

鉦 種：けい石	鉦山の所在地：岩手県					
災害等の種類：坑外・取扱中の機材鉦物等のため	発生日時： 平成 29 年 4 月 7 日(金) 8 時 50 分頃	罹 災 者 数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 6 3 歳、保安統括者代理者、直轄、勤続年数・担当職経験年数 3 5 年						
罹災程度：腰椎破裂骨折、頭部挫創 休業 2 ヶ月						
【概要】 8 時 3 0 分頃、運送会社がトラック（最大積載量 3, 1 0 0 k g、荷台を囲うボディの左右両側が上に開くウイングボディタイプ）で自走式ふるい機の交換用金網を鉦山に運搬してきた。金網は、たて1,760mm、横1,510mm、重さ 9 0 kgであり、同じものを 2 枚一緒にトラック荷台の右後方のアオリに立ててラッシングベルト（荷物固定用の荷締機の付いたベルト）で固定されていた。 運送会社運転手と作業員 A と罹災者の 3 名は、この金網を運送会社のトラックから荷下ろしするために、運転手は荷台に上り、作業員 A は金網を吊って下ろすためトラッククレーン車のクレーンの準備作業をしていた。 罹災者は金網を吊り上げるための吊りワイヤーを荷台上の運転手に渡し、運送会社トラックの右後ろのアオリを固定する 2 箇所の固定金具を外したが、このときアオリは倒れなかった。 罹災者が運転手に吊りワイヤーの掛ける位置を指示していたところ、突然、アオリとともに金網が倒れ、金網が罹災者に当たり罹災した。 罹災者はヘルメットを被っていたがあごひもを掛けていなかった。						
【原因】 非定常作業手順書では、非定常作業時は、①保安統括者が作業リーダーを選定すること、②作業員全員で現場ミーティングを実施すること、③危険要因の確認、危険箇所の特定、危険低減措置を作業員全員で共有することと規定しているが、災害発生時の作業においては、作業員全員が経験のある作業であるとして、何れも実施されなかった。よって、作業員がそれぞれ自己判断で作業を進めたことから、金網の吊りワイヤーにクレーンのフックを掛ける前に罹災者が危険要因の確認をせずアオリを固定する金具を外したため、アオリとともに金網が倒れたものである。 また、罹災者がヘルメットのあごひもを付けていなかったことは、保安教育不足、保安意識の低下が認められる。						
【対策】 ・作業手順書を遵守するよう、鉦山労働者全員で作業手順書の再確認を実施するとともに、今後は定期的に読み合わせ等を実施する。 ・保護具着用規定を改正し、勤務時間中はヘルメットを着用するよう明文化し、鉦山労働者に周知した。 ・DVDを使用した保安教育の実施やヒヤリハット報告の義務化等により保安意識の向上を図る。 ・危険予知活動を実施するため、鉦山保安指導を活用して鉦山労働者全員で危険予知訓練を実施する。						
【参考情報等】 ○非定常作業又は共同作業時は、作業リーダーを決め、作業員全員（非鉦山労働者含む）で作業前 K Y を確実に実施し、安全を確保して作業しよう。						

○作業時は、きちんとヘルメットを被ろう。

○鉱山保安法令や労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。

＜鉱山保安法令＞

- ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 12 条）
- ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第 27 条第 2 号）

＜労働安全衛生法令＞

- ・積卸し（労働安全衛生規則第 151 条の 70）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 佐々木 村上

電話番号：022-221-4964

罹災状況(再現)



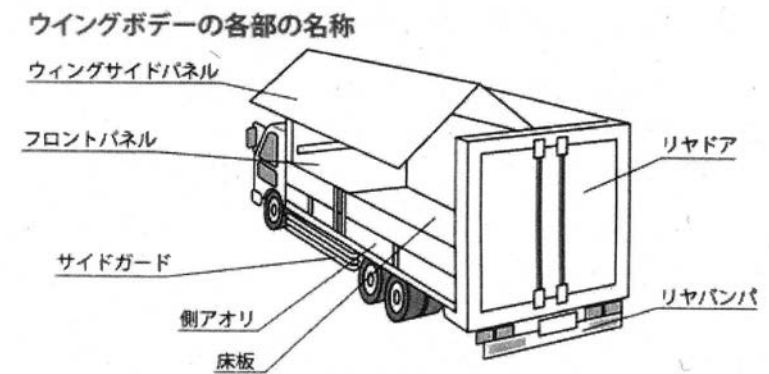
1. 罹災者が倒れてくる金網を両手で受け止めようとした瞬間



2. 罹災者が両手で受け止め切れず、逃げようとして頭部に金網があたった。



3. 側アオリと一緒に倒れた金網



4. ウイングボデーの各部の名称